

9. 救急・救助業務

救急業務は、昭和38年に法制化され、現在は高齢化の進展による人口構成の変化に伴い、需要は今後さらに増大する可能性があるため、消防行政の中でも重要なものとなっている。

また、救助業務については、昭和61年の消防法改正により救助隊が法的に位置付けられ、その業務範囲は火災、交通事故、自然災害や特殊な災害などにまで及んでいる。

1. 救急業務実施体制

令和4年4月1日現在、県内消防本部の救急隊数は229隊、救急車保有台数は277台（うち非常用50台）、救急隊員は3,491人（うち専任隊員は1,357人、兼任隊員は2,134人）である。

また、県内消防本部の救急救命士数は1,357人で、全ての消防本部で救急救命士による救急業務が実施されている。（第1表参照）

2. 救急業務実施状況

令和3年中の県内救急出場総件数は319,622件で、前年に比べ14,369件増加した。これを事故種別で見ると、急病208,028件（65.1%）、一般負傷47,243件（14.8%）、交通事故19,016件（5.9%）の順となる。

また、救急搬送人員は275,983人で、前年に比べ9,764人増加した。

これは、県内において約1分39秒に1回の割合で救急車が出場し、県民を630万人とした場合、約23人に1人が救急車で搬送されたことになる。（第2表、5表参照）

3. 救助業務実施体制

令和4年4月1日現在、県内市町村の救助隊総数は56隊（うち救助隊10隊、特別救助隊34隊、高度救助隊11隊、特別高度救助隊1隊）であり、救助工作車保有台数は53台である。

また、救助隊総隊員数は980人（うち救助隊員208人、特別救助隊員576人、高度救助隊員180人、特別高度救助隊員16人）である。（第6表、第6-2表参照）

4. 救助業務実施状況

令和3年中の県内救助活動総件数は3,253件で、前年に比べ370件増加した。

これを事故種別で見ると、建物等による事故1,575件（48.4%）、交通事故643件（19.8%）、火災206件（6.3%）の順となる。

また、救助人員は2,346人で、前年に比べ180人増加した。（第7表参照）